

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年7月3日(火) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後2時58分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久  
副委員長 塩澤 浩  
委員 中村 正則 皆川 巖 渡辺 英機 河西 敏郎  
丹澤 和平 早川 浩 木村富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭 森林環境次長 守屋 守  
森林環境部技監 佐野 克己 森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 長江 良明  
森林環境総務課長 大堀 道也 境創造課長 小島 徹  
環境整備課長 保坂 公敏

県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁  
県土整備部技監 井上 和司 県土整備総務課長 石原 光広  
道路整備課長 大久保 勝徳 下水道課長 小池 厚  
建築住宅課長 松永 久士

議題 県が出資している法人の経営状況について

審査の結果 執行部から県が出資している法人の経営状況説明書等に基づき説明を受けた後、説明内容に対する質疑を行ったが、質疑の状況や出資法人経営評価結果などを考慮し、財団法人山梨県環境整備事業団及び山梨県住宅供給公社について、閉会中もなお継続して審査を行うこととされ、各法人に対する現地調査を8月3日に実施することと決定された。

審査の概要 まず、委員会の審査については午前10時04分から午前10時40分まで公益財団法人やまなし環境財団、休憩をはさみ、午前10時50分から午前11時20分まで財団法人山梨県環境整備事業団、休憩をはさみ、午前11時25分から午前11時50分まで財団法人山梨県林業公社、午後1時3分から午後1時16分まで山梨県道路公社、休憩をはさみ、午後1時20分から午後1時39分まで公益財団法人山梨県下水道公社、休憩をはさみ、午後1時56分から午後2時51分まで山梨県住宅供給公社の審査を行った。(午前11時51分から午後1時02分まで休憩をはさんだ)

## 主な質疑等

## ※公益財団法人やまなし環境財団

## 質疑

木村委員

私自身、この事業に前々から大変深くかかわらせていただいています。昔は地球温暖化ということもなかったわけで、時代の変化とともに環境問題に対するさまざまな課題が多くなってきて、それをいかに対応していくかということで県のほうでもいろいろ苦慮をされ、また御努力をされています。

県の施策もそうですが、地域の中で活動するものをしっかりと支えて、地域力を高められるようにと、この若宮さんという方の財団を大変活用なさっておられているようです。利息が大変低くなってきており、大変だと思うんですけども、こういう形で財団を組まれて、昨年から公益法人になられたということですが、本当に素晴らしいことだと思っています。

自分自身もリサイクル活動に携わっているのですが、皆さんはボランティアなんです。そうすると生活保護やセーフティネットじゃないですけど、例えば、家賃を払って空いているお店を借りるなど、その活動する基盤だけは何かとしてでも確保した上でないと営利を目的としているものではないから、活動ができないのが実情なんです。

たしかに金額はそんなにと言っては失礼ですけども、多くはないのですが、皆さんは県からの補助をいただくことが、頑張っていこうという大きな力の源になっていると私は思っています。

そういうことで4億円ですか、利息が少なくなっているようですけども、そうはいつでも運用益を確保していくことも財団としては考えていかなければ、普通利息だけでは大勢の皆さんの活動を支え切れないうんですが、どのようにして運用利益を上げて、それから若宮さんの意思というものもあるわけですから、基本財産の取り崩しはしないようにと、その点がちょっと心配をするところですけども、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

小島環境創造課長 低金利が続く状況の中で、運用益の確保がなかなか難しいといった御指摘と、その場合においても基本財産の取り崩しといったものは避けなければならぬといった御指摘の御質問をいただいたわけでございますけれども、資金の運用につきましては、県の公金管理運用方針がございまして、それに準じて安全性と確実性を基本として行っております。

この財団では、10年物の利付国債を購入いたしまして運用をしているところでございますが、当然、債券の買いかえというときにつきましては、県の資金運用をしております出納局会計課でございまして、あるいは外部の金融機関や証券会社といった、いわばプロの方々の御意見も参考にしながら、購入等の検討を行っているところでございます。

ここ数年の運用益の状況でございますけれども、平成20年度が700万円余、それから平成21年度が同じく700万円余、平成22年度がちょっと下がりがり690万円余、平成23年度が680万円余ということでございます。本年度は670万円余を見込んでございます。年々若干ずつ低下はしてきてございますけれども、現状では財団の事業の進捗に大きな支障を及ぼすというのではなく、事業内容の一部の見直しにより対応が可能であると思っております。ただ、こういったことがあってはいけないわけでございますけれども、今後、金利が大きく低下して、この運用益では財団の事業を行うことが大変難しいと

いう状況が生じたときには、基本財産の取り崩しも検討しなければならないと思っておりますが、そうした事態にならないように将来を見据えながら、今後とも円滑な資金運用に最大限努力をしていきたいと思っております。

木村委員

さっきの説明で寄附金が72万5,662円とありましたが、寄附金をもっとお願いするような何かうまい方法を見つければ、基本財産の取り崩しをしなくても済むのではないかと思います。先ほど、お聞きしていたんですが、あくまでも基本財産はそのまま置いて、その寄附金も含めた中で運用されているようですけれども、この72万5,662円の寄附金はどういう内容ですか。

小島環境創造課長 この寄附金につきましては、山梨県自動車整備振興会から10万円、それからマックスバリュー東海さんから62万5,662円を寄附金としてちょうだいしております。今、委員から寄附を募るべきではないかといった御趣旨の御提言をいただきましたけれども、平成14年度くらいから、例えば山梨県トラック協会の婦人部会さんですとか、あるいは商工会の女性部連合会さんなどといった団体から定期的にと言ったらおかしいのですが、10万円単位あるいは20万円といった金額の寄附金を運営費としてちょうだいしております。これがこの財団の運用益以外の部分として大変役に立っております。ただ、私どもが積極的に寄附をくださいという働きかけをするのは、対象が広がることから、その辺で難しいこともありますけれども、こういったことで成り立っているということもできるだけ周知をして、運用益の確保や事業費の確保に努めていきたいと思っております。

木村委員

私もこのネットワークフォーラムに毎年出るようにさせていただいているんですけれども、昔は表彰される人しか来ないような会合で本当にもったいないと思ったんです。寄附した人が出席をして、それで表彰状をもらうなんていうことは意味がないんですよね。もっと広くそういうことが行われればまたさらに寄附金がふえる。でも、最近はおとぎ学院の方々や一般の方など環境にかかわる人が多くなってきて、それで人数もふえてきたんですけれども、今言った10年くらい前は本当に少なくて情けないような寂しい思いしました。やっぱり皆さんに周知をして、そして、こういう方たちの寄附金で環境の問題が進んでいるということですので、もっともっと工夫をされて取り組んでいただきたいと思います。

もう1つお聞きしますが、課長さんが熱心に取り組んでおられているということで本当にありがたいと思うんです。さっき言ったようにそれを受けているボランティアの方々が事業を行っているんですが、県もお忙しい中を財団にかかわってくださり、頑張っておられていることは感謝をするところです。

ただ、言いづらいのですが、ほかの団体ですけれども、最近新聞をにぎわせているお金の管理というのは大変難しいわけです。こうやってきちんと報告をされ、ちゃんと監査などもしっかりとされているから、この財団は適正な管理を行っているとは理解をしていますけれども、そうはいつても、県が関与する団体の不正支出などがある中で、この財団の中にも事務局があるということですので、この際、きちんと経理事務の流れについてお話をされたほうが、私自身も含めて皆さん理解をしっかりとできるのではないかと思います。どうですか。

小島環境創造課長 委員からお話しがございましたように、この財団の事務局は私ども環境創造課に置かせていただいております。私が一応事務局長という立場で会計責

任者、それから総括課長補佐が出納責任者、そしてあと2名の担当職員がおりまして合計4名の事務処理体制の形を整えております。

具体的な会計処理の流れでございますけれども、まず担当者が伝票の作成をいたしまして、もう一人別の担当者がその内容全般について詳細にチェックをするということをまずしております。その上で出納責任者のところにそれが回っていきまして、例えば金額とか勘定科目といったようなこと、あるいは重点的なポイントをチェックした上で、最終的に私が会計責任者という役をやらせていただいております、私のところで決裁をする仕組みとさせていただいております。

木村委員           それはそれでわかるんですけど、やっぱり通帳や印鑑をどのように管理しているのかなどといったほうが具体的にわかるんですが、先ほどの御説明ではありませんでしたが、いかがですか。

小島環境創造課長   まず、通帳についてですけれども、かぎつきの金庫の中に保管をいたしまして、当然、金庫のあけ閉めにつきましては、必ずダブルチェックということで担当者と別の担当者が2名で通帳の出し入れはするということをしております。それから印鑑についてですが、ここがポイントですけれども、印鑑は全く別のところに保管をしており、当然、かぎがかかるところのロッカーの中に印鑑箱を保管しております。そのかぎは出納責任者が持っているということで、要は通帳と印鑑は別々の者が管理をしているということでございます。具体的に銀行から支出をする払出伝票をどうするのかということでございますけれども、これは担当者が払出伝票に必要事項を記載いたしますが、印鑑については出納責任者がみずからチェックした上で、出納責任者が判を押す仕組みをとってございます。

木村委員           わかりました。これを見ると、きちんとされているから、印鑑とか通帳などと、ちょっと俗的なことを言ってしまうんですけど。

役員がこうしてしっかりとここに載っていて、総会では会計監査をされた方が監査もしているということですが、この役員に関する事項の中で評議会や理事会が行われているようですが、大ざっぱで結構ですけれども、年間何回ぐらい行われて、どんな意見があったかわかればお願いします。

小島環境創造課長   理事会と評議員と実はもう1つ、運営委員会といったものがございまして、その3つをもって会議を回しているところです。

まず、理事会につきましては年2回実施をさせていただいており、年度の初めに前年度の事業報告や収支決算報告のため実施をしております、それとあわせて評議員会も実施しております。それから2回目は年度末の3月ぐらいに実施しております、そこでは、翌年度の事業計画や予算などにつきまして御審議をいただきます。これもあわせて評議員会で議論をしているところでございます。そして、それとは別に運営委員会を3回ほど開催し、そこでは具体的に助成先を決定するとか、あるいは先ほど御説明しました若宮賞という表彰がございしますが、その表彰者を決定するといったようなことで、役員の皆さん方のお知恵をおかりしながら、県だけで決めるといったようなことがないように財団の運営を図っているところでございます。

木村委員           私みたいな人がいればその中で意見を言うのかもしれないけれども、運営ということですから、それはそれでまた新たな御意見があったら教えていただけ

ればありがたいのですが。

次に、経営状況説明書の129ページにスタートアップ助成8団体、ステップアップ助成22団体で合計30団体と記載されていますけれども、この8団体は開始後3年未満ということで新たに開始したということですね。先ほど、私が言いましたように環境問題が多様化してきている中で、最初は環境に対するグループが多かったけれども、これからは新しい事業に対するグループが出てくるのではないかと期待をしているところですけど、新しい団体の傾向というか、その内容についてお聞きしたいと思います。

小島環境創造課長 昨年度、スタートアップ助成として、団体が設立されて3年以内、活動歴3年未満という若い団体でございますけれども、こうした8団体に対して助成をしたということでございます。その傾向でございますけれども、例えば、地球温暖化といったこと、それから最近特に自然エネルギーとか省エネなどといったことが盛んに言われておりますが、それに関する啓発あるいは実践活動を行っていく団体が4団体でございますので、この半分がそういった団体でございます。それから環境一般に関する啓発活動も大変重要でございますけれども、これが2団体、自然環境保全が1団体、それから環境美化活動が1団体と合計8団体でして、昨年度の傾向を見る限りにおきましては、やはり自然エネルギーや省エネなどといった今日的な課題に取り組む団体が多い傾向がございます。

木村委員 わかりました。別に洋服の流行じゃないですけども、やっぱり基本的な物の考え方の中で地道に活動をしているということですね。新しい課題に取り組むグループには、ぜひ取り組みやすい形で支援をしてあげてほしいと思います。今回の私の代表質問の中で知事がエネルギーの地産地消という御答弁をしましたが、山梨県には水力発電などいっぱいあるので山梨県の電気は全部県内の中で補っているのは当たり前だと思っていたんですが、実態を聞いたら大変な内容で、今回、ここで新たにエネルギーの地産地消ということを知事がおっしゃいましたので、自分自身でも家の電気などに対して節電に取り組もうと思っているんです。先ほど、新しいグループも地球温暖化に対するグループが多い傾向だとおっしゃいましたが、このエネルギーの地産地消の目的とした中で省エネルギーや節電などについて、何か取り組んでいこうというものがあればお聞きしたいと思います。

小島環境創造課長 先ほど、民間団体の助成事業について御質問をいただく中で、省エネ、あるいは自然エネルギーに取り組む団体が半分が多いという話をさせていただきましたけれども、この助成金事業といたしましても、今まさにそういったことが国民的課題になってございますので、この財団の事業としてもそういったことを行う団体にできるだけ取り組んでいただきたいと、積極的に助成を行う方針を定めてございます。

その他に、財団みずから行う助成以外の事業といたしましては、当然その中でも省エネあるいは節電の取り組みに対して普及促進を図っていきたくと考えております。従前からやっていることですが、環境家計簿というのがございます。自宅の電気使用量をチェックするような家計簿でございます。あるいは、緑のカーテンと言いましてゴーヤとか、アサガオをカーテンがわりに使うといったような取り組み、これは地道な取り組みですが、普及啓発をやっております。それに加えて、昨年度でございますけれども、省エネとか発電に関する相談への対応ということもしており、トータルで大体50件ぐらいの

相談対応を行っております。それから、環境学習活動といったものの中でも、小さな太陽光発電装置を親子でつくるといった研修会を開催し、あるいは、節電や自然エネルギーに関する講習会など、さまざまな取り組みを行っております。これらは当然、本年度も引き続き充実させていきたいと考えております。

木村委員

やっぱり地道な活動だから難しいですね。すばらしいというようなものがぱっと出るようなことはなくて、本当に積み上げていく活動だから、結局は環境家計簿とか緑のカーテンなどになって、あるいはいろんな方からの相談の対応、参加型の親子で太陽光発電をつくってみるなどとなることは想像の範囲内ですけれども、やっぱりそういうことを県と連携しながら、地道に活動をしている方々をしっかりと支えていただきたい。

これまでこの財団の事業は大変大きな役割を果たしてきたと思います。ですから、ぜひこれからもさらなる努力をしていただき、先ほど申し上げたように、もっとこういう方々からこういうことがあったということ、県民に知らせることができる広報事業をしっかりとしていただき、さらにさまざまな事業の充実、寄附金をたくさんいただいて、またたくさん出すような展開になればいいと思います。

( 休 憩 )

※財団法人山梨県環境整備事業団

質疑

早川委員

ことし2月に出されました第1次改革プランに関しまして、環境整備事業団の中でも最も中核的な明野・環境整備センターの経営改善についてお伺いします。先ほど御説明をいただいて、センターの赤字は計画していた搬入量が大きく下回ることによって、廃棄物の受入料金が予定どおり確保できないことが大きな要因だと改めて認識しているわけです。センターについては、漏水検知システムの異常検知からの停止から、ようやく本年3月19日に順調に搬入されるようになったということですが、そのような中、知事の所信表明で再開後の搬入状況は搬入停止前に近い水準にまで回復したとおっしゃっていましたが、事業団の本年度の事業計画と比べて、搬入状況はどのような状況になっているのかまずお伺いします。

保坂環境整備課長 事業団の平成24年度の予算におきましては、料金収入の算定ベースとなる搬入見込量を1万8,285トンと見込んでおります。この4月に搬入されました量が1,335トン、5月が1,459トンでございまして合計2,794トン入っております。この4月から5月分をベースにして1年間の推計をいたしますと、年間の搬入量は1万6,700トンと見込まれ、事業計画と比べますと1,500トンから1,600トンほど下回る状況であります。

早川委員

今のところ、計画より下回っているということですね。

保坂環境整備課長 はい。

早川委員

わかりました。引き続き、経営状況説明書165ページの平成23年度決算において、料金収入は610万4,000円に対して、県から受入金の補助

金が14億2,400万円もついているんですけども、これは単純に債務超過解消のための補助金だということによろしいのでしょうか。

保坂環境整備課長 事業損失を補てんするための補助金として、委員のおっしゃるとおりでございます。

早川委員 そうすると、経営状況説明書184ページの収支予算総括表の真ん中あたりの料金収入ですが、約2億5,400万円が廃棄物受入料金として収入を見込んでおり、またこの計画によりますと、県補助金として4億1,100万円を受け取る計画になっているということですね。そして平成25年度は4億1,600万円、平成26年度には10億600万円と累計で47億円を補てんしなければいけないということだと思んですけど、この47億円という大きい赤字ですが、47億円にとどめるため、または縮小するために、当たり前のことですけども、料金収入の計画の達成と赤字を減らすためには料金収入をふやすことが必要であり、それには搬入促進を努めていく必要があると思んです。例えば県外に一時的に出てしまっている業者にも積極的にアプローチすることが必要だと思んですけども、この搬入促進のためにどのように取り組むお考えか御所見を伺います。

保坂環境整備課長 事業団では再開に当たりまして、これまで搬入停止前に明野・環境整備センターに搬入実績のある処理業者に対して営業活動を実施して、センターが円滑に運営されるように取り組んできたところであります。そうした中で停止前の平成22年7月から9月までの、促進策の効果が出始めた月当たり75トンに対して、現在、4月、5月の平均で72トンでございますので、ほぼ同程度に回復してきているところであります。

今後におきましては、搬入実績のある業者への営業活動はもちろんのこと、県内の産業界や廃棄物処理業者、業界に対してさらに積極的にセンターの活用を働きかける中で営業活動を行っていきたいと考えております。

早川委員 今、現状の計画どおりにはなかなかいってないということですね。計画どおりにいくことを見越して47億円の赤字を見込んでいるようですけども、そうすると、現段階では47億円よりも赤字がふえる可能性があるということでしょうか。

保坂環境整備課長 今の計画で47億円の債務に対して、その料金収入を約2億5,000万円ということで計上させていただいておりますので、その料金収入がやはり予算どおり収入できないということだと、その赤字がふえる可能性はあります。

早川委員 本当にそこが問題だと思うんですよね。廃棄物の搬入量をいかに確保していくかが最も重要だと思います。本当にしっかり取り組んでいただきたい、ここはもう頑張っていただきたいとしか言うしかないんですけども、よろしくお願ひします。

次に支出の分ですけども、参考資料30ページの改革プランに書いてある経営改善に向けた取り組みとして搬入量をふやすほかに経費削減策として長期継続契約の導入の見直しや事務所の統合、さらに要員計画の見直しという3項目のコスト削減の取り組みが挙げられています。例えば、長期継続契約の導入などはすぐにでも私は進めるべきだと思っているんですけども、このプランが2月にスタートして日が浅い中ではあるんですけど、このコスト削減に対す

る取り組み状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

保坂環境整備課長 長期継続契約の導入、事務所の統合、要員計画の見直しということで3点、主な取り組みについて御質問いただいたところでございますけれども、まず長期継続契約の導入につきましては、センターの施設設備の維持管理に関して、これまで一般競争入札により、委託期間を1年とした単年度契約で委託契約を締結してきましたが、委託期間を長期化すれば設計上の諸経費率を低く抑えられるということで、長期継続契約を導入することとしました。

この4月に早速、埋立管理業務の委託と浸出水の処理施設の維持管理の業務、この2つについて明野の処分場が終了する予定である平成26年11月までの2年8カ月の契約とさせていただき契約を締結したところであります。効果とすれば両方の契約で1,340万円ほどの経費が削減できております。

あと、事務所の統合につきましては、事業団の事務所が現在、事業団の経営を統括・調整する甲府の事務所、あと明野の処分場のところにある明野事務所、さらに次期処分場の建設を進めております境川事務所の3つの事務所があるわけでございますけれども、統合の方法については、現在、メリット・デメリットを考慮し検討を進めているところであります。

要員計画の見直しにつきましては、明野・環境整備センターの埋立期間が終了した後に、10年ほど維持管理期間がございます。その維持管理期間における要員計画の見直しということで、こちらにつきましても統合の検討とあわせて、センターの適正管理を前提に、今後、検討をしていくこととしております。

早川委員

そういった経費削減を行うということと、もう一度ちょっと戻るかもしれないんですけども、先ほどの計画の中での搬入量は計画に届いていないというお話ですよ。そうすると、言葉を変えれば赤字がふえる可能性があるということですけども、具体的に今、その不足部分に対する対策で何かこれというものはあるわけですか。

保坂環境整備課長 先ほどの質問で一千五、六百トンほどの今の搬入状況からしますと下回るという説明をさせていただいたところでございますけれども、やはり明野・環境整備センターが1年半搬入を停止してございまして、その間、業者が他県のように回ってしまい、それぞれ契約をして搬入をしている状況でありますので、私どもとすれば事業団がそれぞれの処理業者のところへ足を運んで、明野処分場を活用してくれるようにとお願いに歩くなどの取り組みをさせていただいているところでございます。

早川委員

わかりました。多額の損失が見込まれる中で、廃棄物の搬入の確保が本当に必要だと思いますので、改めて県と事業団が一体となって、しっかりと着実に取り組みを進めていただきたいと思います。

守屋森林環境部次長 ただいま早川委員から、ことし2月に策定した環境整備事業団の改革プランの進捗状況等の御質問をいただきました。それで先ほど課長からも今の現在の搬入状況を説明させていただきましたが、それに関して補足をさせていただきますと、ことしの収支予算は約75トン、一日当たり入るという前提でつくられております。現在、それに対して約72トンということで、ほぼトラック1台もないというような状況まで搬入がふえてきております。75トンという計算は平成22年10月に漏水検知システムの異常検知直前の7月から9



月までの平均を75トンということの実績を、多分そこまでは行けるだろうという前提でつくられております。それで例えば7月は約63トン、8月が70.5トン、それから、9月には約93トンということで、異常検知がとまるまでは右肩上がり順調に搬入が伸びてきました。それは、平成22年3月に料金の値下げ、それから平成22年4月以降に県と事業団が一体となって関係方面にお願いをした効果が出てきて、例えば民間事業者の県外に行っていた長期契約が、事業団のほうにお願いできる状況が徐々に効果があつて、7月から9月までふえてきた状況だと認識しております。

そういう点で、現在、先ほど課長のほうからの説明で、今の4月、5月の状況からいくと、今年度は少し目標に達しない可能性があるという話もありましたが、今後、民間の産廃事業者の方々になるべく県内の方に今後安定的に運用していくということで、県内のほうにぜひとも搬入をお願いしたということをお先ほど課長の説明のとおりさせていただいて、何とか計画の75トンを上回るように、今後、努力して、改革プランでお示ししてことしの収支予算に掲げている計画どおりいくように、それほど高いハードルではないと考えておりますので、そのような努力を県、事業団が一体となってさせていただくということで、頑張ってもらいたいと考えています。

( 休 憩 )

※財団法人山梨県林業公社

質疑

丹澤委員           これは昨年に改革プランを固めたばかりで、まだ成果も出ていないかと思えますけれども、現時点の借入残高は幾らになっていますか。

長江森林環境部技監   固定負債の借入金でございますが、経営状況説明書の246ページを開きいただきたいと思いますが、負債の部の固定負債の長期借入金229億円が長期借入金の元金残高でございます。

丹澤委員           内訳を教えてください。

長江森林環境部技監   日本政策金融公庫が58億7,800万円、市中金融機関が18億7,900万円、山梨県が152億1,300万円でございます。

丹澤委員           要するにこの仕組みはどうなっているかという、総額は変わらずに市中銀行や日本政策金融公庫に借りた金を返すときには、山梨県から補助金を出しているということです。山梨県が貸付金をやっているわけですから、いつになっても全体は変わらないという仕組みですね。つまり山梨県が既に150億円を補助金で出したということで、これを債権放棄して初めてこの再建計画は成り立つんですね。だから、もう既に山梨県は150億円貸し付けた格好になっており、補助金を出して、あとはこれを債権放棄して議会かけておしまいということになるわけけれども、この再生プランの一番の問題は何かというと、今までの分収割合を変える、これが一番のポイントだと思うけれども、今の進捗状況はどのようになっていますか。

長江森林環境部技監 今回の取り組み状況を、本会議、あるいは先日の当委員会におきましても御質問がございましたとおりでございます、私どもが土地所有者に改革プランの説明をして、御理解の入り口にまず立っていただければいけないと考えてございます。そのために年内を目途にすべての地区で全体の説明会をやりたいと考えており、すでに65回これまでに開催してきているところでございます。ただ、これは集合形式でございますので、どうしても当日御都合が悪いとか、県外にいて出席ができない方々、また、もう少し詳しく聞きたいという方も出てきております。そういう方々への個別説明会、あるいはもっと細かい課題ですとか、直接、契約変更の手続きに結びつくレベルでは個別の訪問もさせていただかなければいけないということで、そのような対応を、今、進めているところでございます。

丹澤委員 今まで説明されてその反応はどうだったんですか。

長江森林環境部技監 今、委員からも御指摘のありましたとおり、最終的には債権放棄まで行くという厳しい中身について御説明する中で、大体事情は理解できた、あるいは契約変更もやむを得ない。つらいけれども、やむを得ないといった反応の方も相当おられる一方、県のほうでこういう方針を決めたわけだけでも、契約の当事者というのは一体だれなんだと、それは土地所有者と公社ではないか、その当事者がまず話し合うべきだったんじゃないのかといったこと、あるいは、分収割合を6割と4割というところを8割と2割に直すということについては唐突で一方的な提案であって、にわかには理解できないという厳しい御指摘も中にはございます。そういった現時点で厳しい見方をしている方々に対しても、やはり最終的に県民負担までいただかなければならない厳しく重たい課題だということを、丁寧に繰り返し御説明する中で、御理解を求めていかなければならないと考えている次第でございます。

丹澤委員 金銭に絡む問題で長い契約のことですから、大変だと思いますけれども、最終的にもし相手方が納得しなかったら、その人たちは今までの分収割合で残るわけですか。

長江森林環境部技監 分収割合の見直しはこの改革期間中に説得に努めるという大前提があつての話でございますので、あくまで仮にという話でございますけれども、残念ながら、そういう方々が残ってきた場合には、そのまま契約の割合が契約上残ってしまいますので、そこは公社の廃止というものをくぐって、県の方で物件として森林資産を引き継いだ以降も、分収割合の見直しの取り組みをしなければならなくなるだろうと思っております。これは公平性ということがあるので、やはり2種類の分収割合で主伐を迎えるというのは避けなければならない、そういう努力をしなければならないと認識してございます。

中村委員 今、分収林の割合の関係で話があつただけけれども、山梨県の方で分収林の関係について、県は20人体制の約5年で契約を終えるということだけれども、その現状について説明をちょっとしてくれないかな。

長江森林環境部技監 出先の林務環境事務所が4カ所ございます。各事務所にそれぞれ3人ずつ掛ける4カ所で12人、あと、本課の森林整備課にも専従の担当チームを置

きました。ここに3人ということで合計15人の体制で取り組んでございます。このほかやはり直接の当事者は公社でございますので、日々の説明会といったものは、夜間にやる場合が多いんですけれども、夜、県の出先職員と林業公社の職員が現地赶赴、公民館などで説得をするということをやっているということでございます。

それから、もちろんこれは専従的な体制をとっておるのがこの15人ということでありまして、いわば、林務担当職員の総力戦だと考えてございます。いろいろ用地交渉などにたけた職員であるとか、あるいは土地の森林所有者の状況について勤務の経験などから詳しい者もおりますから、そういう林政関係職員の総力をもって進めている御理解をいただければと考えてございます。

中村委員            もちろんその努力は評価できますけれど、ただ分収林の契約の見直しの中で1人当たり大体35件というのではなくて、それなりの成果を望む形は、当然必要だろうと思うんだけど、その辺についてはどうなのかな。

長江森林環境部技監    最終的には契約変更が何件できたかということですが、全部を目指してということでございます。まだスタート直後ということもあって、一部ではございますが、これまで31件の契約変更を進めてきておりまして、こういう契約変更の実例が初期の段階から出てきているということも糧にして、残る方々への説得を進めてまいりたいと考えてございます。

中村委員            わかりました。結構です。

( 休 憩 )

※山梨県道路公社

質疑                なし

( 休 憩 )

※公益財団法人山梨県下水道公社

質疑

早川委員            公社の経営の効率化についてお聞きします。参考資料の9ページに組織図があるわけですが、今、経営の効率化のために4つのセンターがある中で、今まで管理している県の職員を4人で1つずつセンターを管理していらっしやっただのを2人にして、要するに2つのセンターを1人で管理するといった努力をなされていると伺いましたが、下水道公社職員の方々についても2つのセンターを兼務することが難しいのか。例えば、富士北麓だったら5名、峡東だったら4名を兼務するのは難しいかなということですが、もちろん、場所が違うので全部は難しいと思うんですが、そのうちの1名なり2名を兼務で2つのセンターを管理してもいいのではないかと思うんですが、その点に関してお願いします。

小池下水道課長    ただいまの早川委員の質問でございますが、昨年とことしの違いということ

の中で県の下水道管理監につきましては、昨年3名であったのに対し、ことは2名という形で、その2名が公社の指導・監督を行っております。そして区分けですが、峡東浄化センターと富士北麓浄化センターをセットにしております。また釜無川浄化センターと桂川清流センターという形で2つの処理場を1名が対応しておりますが、例えば、富士北麓と峡東で兼務ができないかという御質問でございますが、この人数におきましては、機械、電気、水質などの専門知識を持たれた公社の職員が、これまで維持・管理に務めてきていただいております。機械、電気、水質と申しましても専門的知識を要するという事で、万が一のときの対応等も考えますと、兼務の辞令がなかなか出しづらいということもございます。また、下水は皆さん御存じのように一定の流量が常に入ってきていることから日々管理をしていくことと、ときには1秒たりとも見逃すことができない状況もございます。今回、民間に対する包括的民間委託を試行的に3処理場で行っておりますので、民間委託を行う中で検証をしていきながら、その辺のことが可能かどうかということを検討してまいりたいと考えております。

早川委員 わかりました。それで公社が運転業務を民間に委託していますね。公社同士で兼務ができないかではなくて、民間のウエートをややすことはやはりできないのでしょうか。公社の専門性もあるので、つまり公社が5名だと、それを公社の人数を最低限にして、民間のウエートをもうちょっとやすことは技術的あるいは管理上できないのでしょうか。

小池下水道課長 比率を変えることが可能かどうかということでございますが、公社そのものの人数で具体的に言いますと、電気・機械は各1名という形でいます。水質は放流水質を規定しておりますので2名、あと、事務を含めて多いところで5名、少ないところが4名でやっておりますので、そうした中で1名を民間の方にお任せするという状況は、下水道管理者として適当ではないと考えておりますので、その辺も含めて検証をしていきたいとは思っておりますが、現状では非常に難しい状況ではなかろうかと考えております。

早川委員 わかりました。先ほど、公社と運転を任せている民間とのコストの削減策として、民間に包括的民間委託を行っていらっしゃるということですが、具体的にこれをやると、どのような効果があるのか教えていただきたいんですが。

小池下水道課長 包括的民間委託に対する効果、メリットということでございますが、幾つかの委託の仕事をまとめて発注をさせていただきますので、その1つ1つを発注する状況に比べて3つとか4つをまとめて発注すれば、その分、経費も少なくなりますので、その辺の効果というものがあります。また事務の効率化についても、任せられるものは任せてということもございますので、その辺を検証したいと思います。先ほどちょっとお話をしましたが、平成23年度から平成24年度に移行する段階において、下水道管理監につきましては、3名から2名ということで1名の減、そして下水道公社として職員を1名の減という形で執行しております。そしてこれまでのところ、特に問題となった状況はございません。

早川委員 最後になりますけれども、さらに一歩進んだコストの削減として、民間業者で4センターを1業者ずつ基本的には受注していると思うんですが、例えば2つのセンターを1つの民間業者ということになればスケールメリットがあり、

そしてこれは将来的な話ですけれど、全部を1つの指定管理者としてできるかどうか。そういうことでより効率化が図られるのではないかと考えますがその辺は可能なんですか。

小池下水道課長 今、確かに4つの中で3つの流域浄化センターにつきまして包括民間委託を実施しておりまして、桂川につきましては現在の状況を見ながら、導入を検討しているところでございます。そして4つの処理場におきましても、それぞれの処理場ごとに流入量の水質など個々に違っている状況にございます。その辺を1つもしくは統括できないかということでございますが、1つの発注する母体を大きくすることによりまして課題も中にはあります。その辺の課題をこの包括民間委託の期間中で検証をしながら、また山梨県独自の包括民間委託というものが固まってくれば、その辺の検討もやっっていけるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、試行中の処理場の3処理場の中身につきまして検証させていただきまして、その辺が可能かどうかも含めて、ちょっと時間かかるかもしれませんが、検討をしていきたいと思っております。

( 休 憩 )

#### ※山梨県住宅供給公社

質疑

丹澤委員 私は公社の改革で土地開発公社、林業公社、住宅供給公社の3つの公社の廃止を今までずっとお願いしてまいりましたけれども、難しい、難しいと言われていた林業公社も実質的に廃止、また土地開発公社も実質的に廃止したことで、唯一残ったのがこの住宅供給公社だけであります。なぜ残ったのか、ほかの県でも同じような課題を抱えていましたけれども、廃止したところもありますし、山梨県のように管理代行制度を盾にとり、廃止しないところもあります。そこで、まず2億7,300万円余の収益が上がったわけですが、この中身を見ますと、2億4,000万円は県からの補助金ですよね。2億4,000万円を県から補助金でもらったから、2億7,000万円の黒字となったということで、実質的に3,000万円ちょっと努力したということです。その努力を本当は1つ1つ細かく見ていきたいのですが、まず2億4,000万円の県が補助金を出すことに至った根拠の数字、これをどのようにして積算したのか教えてください。

松永建築住宅課長 2億4,000万円の補助金につきましては、平成17年から実施しているところでございますけれども、これは繰越欠損金を圧縮する、つまり分譲住宅の地価が相当下落したということから、そこで補助金を出すことによって繰越欠損金を圧縮し、住宅供給公社の経営の健全化を図ることを目的に、平成17年度から創設したものでございます。

丹澤委員 2億4,000万円を算出した根拠を教えてください。

松永建築住宅課長 先ほど申し上げたとおり、当時、分譲の土地が買ってあったんですが、その実勢価格が相当下がったということで、そこで販売をかけるときの損失が出

ます。あるいは売るための経費等、それに公社の利益というものもございませうから、そういったものを差し引き、勘案する中でその支援の見込みとしては約46億8,000万円というものがございましたので、これを20年で割りますと、約2.4億ということになりますので2億4,000万円の補助金を出しているということでございます。

丹澤委員

これを算出するときはずまず資産として持っている部分が、平成15年度をベースにして考えると95億7,000万円が簿価としてあったわけですね。

要するにその部分が残っているものを売った場合に幾らになるのか、幾らで売れるかということを経算して出しましたよね。そうすると、そこに損失額が出てくるわけですね。95億円のを幾らで売ったら幾ら残るのか、その残った部分が要するに累積欠損金もしくは繰越欠損金ということで残ってくるわけですから、これを解消するのにさっきも言ったように、20年で解消するには残った部分を20分の1にして2億4,000万ということだけれども、これで見ると全部前期で終わっているわけですね。要するに販売事業はもう終わりにしちゃったと。そこで、皆さんが積算の根拠に使ったこの数字と、2億4,000万はじき出すのに使った数字で乖離はなかったんですか。つまりもっと高く売れていれば2億4,000万円は要らないことになる、もっと少なくなるわけですね。あるいはもっと不足してれば、もっと県が負担をしなければならぬわけですね、その検証は終わっているんですか。

松永建築住宅課長 既に平成22年度末をもって公社が持っているいわゆる分譲宅地についてはすべて売り切りましたので、分譲事業は平成23年度以降やってごさいません。その売った金額がどうだったのかという御質問でございませうが、申しわけございませうが、今、計算された数字が手元にないものですからきちんとしたお答えはできませんが、考え方としては平成22年度で分譲事業がすべて終わり、その平成22年度の欠損金が約39億円になるわけですね、この金額がほぼ分譲事業で出た事業の損失だという理解をしてございませう。

丹澤委員

そうすると、95億円の簿価に対して販売収益がこのときの算出基礎によると42億円あって約54億円が損失になりますということでしたね。それが現実的には39億円で終わったということになるわけですか。

松永建築住宅課長 ざっくりとした数字になろうかと思ひますけれども、すべて事業が終わった段階で39億円という事業損失ですので、そういうことが言えると理解しております。

丹澤委員

そうすると、最終的に全部を販売して残る46億円が債務超過になるということですね。それを20で割ると2億4,000万円になるということになりますと、それが46億円ではなくて39億円、6年間のタイムラグがありますから、単純にはそうならないのかもしれないけれども、そうすると、2億4,000万円を算出したときの根拠になっている46億円というのは、そこまで累積赤字がなかったと、繰越赤字がなかったということですか。

松永建築住宅課長 平成17年度から平成22年度までの6年間をかけて、当時あった宅地を全部売り払ったということでございます。当時あった宅地はやはり相当高い仕入れをしており、売るときには実勢価格でございませうから、当然そこに赤字が出るということで、その赤字の処理をしてきたわけでございますが、平成22

年度末では39億円という欠損金が出たわけです。ところが、6年間ということで2億4,000万円を掛けますと14億円くらいになりますので、46億円から14億円を引いて32億円くらいに減っていれば計画どおり、つまり平成22年度末の繰越欠損金が39億円だったんですけれども、32億円くらいに減っていれば計画どおりということが言えると思うんですが、そこは要するに最初の平成17年度から平成22年度まではその分譲宅地を売って赤字がずっと出てきたものですから、どうしても繰越欠損金の圧縮というのがうまくできなかったということです。ただ、平成23年度以降は分譲住宅の赤字がなくなりますので、今後は繰越欠損金をさらに圧縮できると考えてございます。

丹澤委員　　まず、この改革プランは1回目をつくって、2回目も発足しているから2回目のところでまた数字が変わっているんでしょうけれども、でも、第1回目に2億4,000万円と決めたわけですから、1年間に何もしくも2億4,000万円は減っていくんですよね。何も努力しなくても県が金を出しているわけで、これが改革プランどおりに行っているのかどうか、なかなかこれでは見にくいということですから、それはやっぱり検証しないと。ただ県から2億4,000万円もらっているから、それは多くもらっているのか、本当はもっと圧縮して2億4,000万なんて要らないのかもしれない。あるいは、もっとたくさん出さなきゃいけないけれども、その辺の検証をしておかないと、これは皆さんが努力しているのかしてないのか、もっと早く20年もしないうちのこれがもっと圧縮されるのか、それは検証をする必要があると思います。

それから、このうちの大部分の収益は、この事業収入のうち一番大きな収入源は、経営状況説明書572ページの賃貸宅地管理事業費1億4,525万5,000円ですが、これはどこの土地のことですか。

松永建築住宅課長　双葉にあります響が丘団地、ここのいわゆる物販店等の借地が主なものでございます。

丹澤委員　　この双葉にある響が丘団地の物販施設の地代が1億4,500万円ということになりますと、これは平米単価なのか、あるいは坪単価なのかわかりませんが、幾らになるんですか。

松永建築住宅課長　地代ということでよろしいでしょうか。地代は今700円ということでお貸ししています。

丹澤委員　　これは平米単価ですか。

松永建築住宅課長　坪単価です。

丹澤委員　　この1億4,500万円のうち、貸付宅地管理原価というのがありますね。この9,600万円の内訳はどうなっていますか。

松永建築住宅課長　9,600万円の内訳でございますけれども、利息分が約7,000万円、それから、管理するための経費がその差額の約2,000万円となります。

丹澤委員　　この支払利息が7,000万円ということになりますと、幾ら借りている部分の支払利息ですか。

松永建築住宅課長 すみません、これは資料には載っていないのですが、約60億円でございます。

丹澤委員 60億円に対して7,000万円の利息を払っていて、地代が1億4,500万円、そして管理費が2,600万円余という、残り部分は5,000万円くらいになるわけですね。そうすると5,000万円が元金部分へ回るわけですか。

松永建築住宅課長 その事業用地でいきますと約5,000万円が利益となりますので、それを返せばその分が元金分減ということですが、ただ、いわゆる公社全体としての事業利益といたしますと、平成23年度では約7,000万円という利益が出ていますので、これを返しているという形になります。

丹澤委員 全体で見れば確かに7,000万円の利益が生まれていますけれども、この賃貸事業があって貸付料をもらって、それにかかっている原価が9,600万かかっている。そうすると、その費用から生まれているのは1億4,000万円しかないわけですね。それで費用が9,600万かかり、5,000万円が残るとすると、その土地の60億円借りた元金を5,000万円ずつ返していくことになって、償還するのに120年かかることになりますよね。

前期の賃貸宅地管理事業原価が7,600万円で、多分これは利息分だと思えるのですけれども、今期2,000万円ふえたのは、何か特別な理由があるんですか。

松永建築住宅課長 ちょっと調べさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

丹澤委員 僕は基本的には買った土地を貸して、その収入を得たらそれで金利を払ったり元金も払ったりすることが本当は望ましいのではないかと思うけれども、ほかのもので稼いだものをそこにつぎ込むというのは、地代が買ったときの値段に合わないからこういうことが生じていると思う。それは地価が下落したからいたし方ないことだとは思いますが、基本的には、上がった地代で払える仕組みのほうが良いと思うんです。この地代というのは5年に1回ずつ改定しますよね。今度の改定はいつになりますか。

松永建築住宅課長 予定では本年の9月末という予定でございました。

丹澤委員 そうしますと、この土地を60億円で買ったときにどういう償還計画でやるかということになっているわけで、幾らで貸すかということがある程度見通しを立てて貸してきたと思うんです。今までこの地代の貸し付けに対して、どういう考え方でやってこられたんですか。

松永建築住宅課長 まず、最初に平成14年から貸していたわけですがけれども、このときの方針としては周辺の既存のいわゆる物販店といった類似施設の地代を参考に調査をしました。それに少しいとか悪いなどといった立地的なものを加味して、おおむねこのぐらいだというように設定をしたところでございます。

丹澤委員 そうすると、今度は3回目だから15年近くたつ、今度、15年前の地代と比べてどうなるんですか。地代をそのときにこの金額を定めたわけですから。



松永建築住宅課長 平成14年のときは最初ということで、できるだけ大勢の方に事業参加していただきたいという思惑もございまして、少し抑えた金額で契約をしたところです。その後、5年たって一部上げて今回に至っているということでございますが、その金額につきましては、やはり土地の単価が最近ずっと下がってきているということで、事業者の要望等もある中で検討した結果、次回の値上げについてはなかなか難しいということで据え置きを予定してございます。

据え置きを予定しますので、その分の地代が入ってこないということになりますけれども、これにつきましては公社の人件費あるいは車などといった事務的経費などの支出を減らすことによって何とか対応ができると考えているところでございます。

丹澤委員

もともとこの地代を決めたときは、低いところからスタートしているんですよ。低いところからスタートして順々に上げていこうと考えたものを、3回目の改定でそれが頓挫してしまったということです。今回はこの計画の改革プランの中では、もう既に5年ごとに値上げをしていくことを前提につくっているはずだから、値上げをできないということはそれだけ赤字が生まれてくるということで、そうすると二千二、三百万のお金が予定した計画よりも下がってしまう。その二千二、三百万をどのような形で処理をするのかというと、人件費でやると言っているけれども、これを見るとほとんど職員の人件費はないに等しいようなものです。

経営状況説明書572ページの管理受託住宅管理事業収益の中で、県営住宅の委託料として5億1,700万円をもらっているけれども、4億7,300万円になっている。これは県が委託料を積算した根拠と比較してみるとそれだけ努力をして、約4,000万円近くがここで生まれてきているということでしょうけれども、いずれにしてもこれは補助金も県から出ている2億4,000万円、委託料も県から出ており、それで償還財源を生み出しているということになるわけですよ。

松永建築住宅課長 県営住宅につきましては、指定管理者制度あるいは管理代行という形でもって、公社のいわゆる長年のノウハウあるいは低額所得者に対するセーフティネットとして、公平公正に業務していただいているところでございますけれども、委員おっしゃられるように、大まかに言って現在の事業利益は約4,000万円強でございます。これはあくまでも適正な業務委託の中で契約をして支払っている金であり、その結果、約8%程度の利益が出ているという結果でございまして、償還分として県のほうでそれを見越して委託契約を出しているものではございません。

丹澤委員

さっきの響が丘の物販施設の賃貸の件ですけれども、この賃貸料を決めるときには別に議会にかける必要もなく、皆さんの方で住宅供給公社が決めて相対で契約するだけですよ。

松永建築住宅課長 そうであると理解してございます。

丹澤委員

そうすると、さっきもお話ししたように、収入見込より減ってしまうわけですから、2,000万円を捻出するときにはどのように捻出していくかと言うと、人件費などを削減するといってもなかなかそれは難しい。皆さんの中でもってやらなきゃならないことですから、厳しい経営を強いられると思います。それ

は大変なことだと思いますけれども。

もう一つ、住宅供給公社の職員には大変申しわけないことだと思うが、私たちの会派で佐賀県にかつて住宅供給公社を廃止したということで政務調査にいきました。管理代行制度は、住宅供給公社を多分残すために国が住宅供給公社でなければ行政財産の使用許可はやらせないよと、さもなければ県が直接やりなさいというふうに法律でしてしまったために、住宅供給公社が残る最大の要因になったと思います。しかし佐賀県はこれをあえてやめましたね。佐賀県の知事さんは自治省出身の方ですから、私たちが行って話を聞きにいきましたら、指定管理をすることによって県が今5億円を出しているわけですが、これがもっと圧縮できると考えて佐賀県ではやっているわけです。職員を抱えて大変だと思いますけれども、土地開発公社も林業公社も、大変だ、大変だと言いながらも、形式的には地方債を借りて、あるいは借入金をしていますから、債務者がなくなってしまうと県が背負わなければならないから、実質的な廃止となったわけですが、住宅供給公社については全くこの点について検討する余地がないのでしょうか。

松永建築住宅課長 きょうお配りした住宅供給公社関連の参考資料11ページ以降に改革プランがございます。現在はこの改革プランに沿って住宅供給公社の経営の健全化というものを私どもも一生懸命図っているところでございます。

丹澤委員 この改革プランはさっき僕が言ったように、要するに2億4,000万円が県から入ってきて、そして県営住宅の委託業務のために県から補助金をもらっていて、それを努力して返しているということですよ。ところが、一番頼みの綱にしている地代を上げなかったと。もともとこれは多分上げを前提に、この改革プランというのは仕上がっていると思うんです。それが上がらなかったわけです。それを皆さんは努力すると言っているけれども、果たして値上げ部分を埋め切れるくらいの努力ができるのかということなんです。「じゃ、2億4,000万円をふやしてもらえばいいや」とか、あるいは「管理委託料はどうせ県の補助金だと、2,000万円分減った分だけでもっとふやしてもらえばいいや」という安易なことになったら、この改革プランをつくっても何にもならないということですよ。だから、これを忠実にやっていくのは大変難しいと思う。今の時点でお話を私がしているだけでも、この計画をつくったときと今の現実の状況で地代下落の状況を見たりすると大変難しいんじゃないかと思う。だから、これは平成22年につくってすぐにやらなきゃならない、また新しいものをつくらなきゃならない。だから、それに向けて検討する余地はないのかと聞いているのですけれども。

松永建築住宅課長 この計画は平成22年度につくり、平成25年度までの計画でございます。文書としても平成25年度に検証するという事になってございますので、これは当然こういう形で平成25年度に見直すといいますか、検証するという形になります。地代が上げられないことによる収入源についてのお話がありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、これについてはたまたま住宅供給公社の職員も早期退職をした方もいて、当初の見込みに対して随分と人件費も落とせると、あるいは車も必要ですけども、その車もできるだけ台数を減らす、また細かいところでは光熱費といったものも削減していく中で検討しているところで、何とかそのお金が算出できるということでございまして、この県営住宅の委託料などは全く別の話だということでございます。

なお、この改革プランにつきましては幾つかの目標がございますけれども、

最初に出た話としては、やはり繰越欠損金はどんどん縮小させていくということですが、これについては既にこの2年間で、平成21年度末から平成23年度末の2年間で既に5億円縮小をいたしました。それから、借入金もこのプランをつくったときには、平成21年度には116億円ありましたが、これも平成23年度末では110億円と2年間で6億円落としました。これはすべて計画に沿った内容で実績が上がっていると理解してございますので、平成25年度までにはこの計画に沿って経営の健全化を図る計画でございます。

丹澤委員

この収入の大部分は、県の補助金と響が丘団地からもらっている部分、そして県の管理委託料が主な財源ですよ。このうち県の補助金の2億4,000万円と5億1,000万円の委託管理料の中で、補助金の2億4,000万円は財政課で決めちゃったことだから固定されています。しかし管理委託料については収入とかいろいろあって、それでもって積算しているでしょう。多分、家賃収入などがあって、そうしているじゃないかと思うのだけれども、稼いだものもらっていると。しかし稼ぐと言ったってこれは条例で決まっているわけですから、べらぼうに高くするわけにもいかないし、これは固定しているだろうというわけです。

そうすると、残りは響が丘の土地の1億4,000万円で貸しているものをふやすか、経費の削減をするかしかないということです。しかし経費を削減すると言ったって、わずか数人しかいない職員の首を切るということになる、「じゃあ、もっと早くやったらどうだ」ということになるわけですが、それは無理でしょう。そうすると、この債務超過を20年間のうちにどのように解消していくかというのは、それは毎年2億4,000万円もらっているんですから入りますよ。5億円もらって4億7,000万しか使ってないわけだから、利益は出て確実に返せますよ。しかしその返済が計画どおりかどうかということだと言っているんです。またぜひ検討をしてみてください。

堀内委員長

先ほど賃貸宅地管理事業原価が2,000万円ふえた答弁がありましたね。それについて調べましたか。

松永建築住宅課長

先ほど調べた結果でございますけれども、9,600万円のうちの7,000万円くらいが利子の分、残りにつきましては固定資産税分を公社が負担したので、その分でございます。

丹澤委員

今まで7,600万円のものがことし固定資産税がふえたということですか。

松永建築住宅課長

昔は事業主が固定資産税分を負担していました。経緯としては、当初、金額がわからないということで負担していたんですけれども、それがちょっとうまくないということもございまして、途中から公社のほうで負担しているということでございます。

丹澤委員

そうすると、1億4,000万円で貸していたものが2,000万円、今まで税金は自分で2,000万円払って、なおかつ自分のところで払っていたわけですね。今度は1億4,000万円を県が払うとなると、その人は2,000万円なおかつ地代をまけてやったことになってしまうじゃないですか。

松永建築住宅課長

平成23年度から固定資産税相当分については、やはり地主のほうで負担

すべきだということで公社が負担することとしたところでございます。

丹澤委員　　そうすると、何か地代をまけてやったことになってしまいますよね。だって、今まで税金は向こうが払っていたものが、税金分ももらっちゃうんでしょう。税金分も含めてもらっていたんでしょう。

松永建築住宅課長　一般的に税金は地主が払うというのがどうも原則のようでございますので、それをそういう形でやってきたというのがちょっとおかしかったのではないかという議論がいろいろございまして、最終的には処理を行いました。

丹澤委員　　それはそうでしょう。でも、今までそうやってきたんですよね。今まで相手方は納得していたんでしょう。それを今度は私が見ますよと、地代は今までと変わらないということは、実質的に2,000万円まけてやったということでしょう。

松永建築住宅課長　これは考え方にもよると思うんですけども、そのときの議論としては固定資産税相当というのは、一般的には賃料に含まれるという形でもって処理されているということもございまして、そういったものを総合的に判断して、賃料は別にもちろんございますので、固定資産税相当分については公社の方で負担するという結論に至ったということでございます。

丹澤委員　　いや、それは本来そうだったかどうかそれはわかりませんよ。でも、今までそうだったものが金額も変わらずに、今度は払う人が県になってしまったということは、相手にしてみれば負担が軽くなったということでしょう。相手にしてみれば、それはまけてもらったということじゃないんですか。だって、その金額で自分が固定資産税分を払うということで納得していたということでしょう。それが平成23年度から突然そういうふうになったのは何があったんですか。

松永建築住宅課長　これはやはり制度上おかしいのではないかという事業者からの相談が公社にございまして、公社、もちろん我々も含めて協議をして、そういう結果になったということでございます。

その分の減額分でございますが、賃料の据え置きを織り込んだ上で支障がないという判断で、例えば先ほど申し上げたとおり、いろいろな経費の節減、あるいは、今回、竜王の駅前の駐車場用地を売却したということも踏まえて、経営上何とかなるということと判断しているところでございます。

丹澤委員　　今、経営上の話をしているんじゃないくて地代の話をしているんですけれども、地代が1億4,000万円かどうか知りませんよ、ここに1億4,000万円と書いてあるから1億4,000万円を貸している、地代をもらった。その借りた人はなおかつ2,000万円分、別途、相当分を払っていたということとずっと納得してきたわけですよ。それで突然制度が変わってこっちが払うことが、いや、制度じゃない、検討した結果、公社が払うことが妥当だとわかった。わかりましたから払いますというのであれば、相手からその分をもらうべきじゃないですか。まけてやったということ「それはいいですよ、あんたいいですよ、今まで私が間違っていた」というのであればそれを返すべきだ。それで地代をまけてやったのではないかと言っているんですよ。

松永建築住宅課長 まけてやったということより、やはりルールとして少しいかがなものだったのかという疑義もございましたので、総合的に判断してそういった対応をしたということでございます。

皆川委員 ここに県営住宅の管理について、指定管理者と管理代行制度があるらしいんですが、これよく私にはわかりにくいんですけども、この中で管理代行制度ではできるけれども、指定管理ではできないというものがあって、特に高額所得者に対する明け渡しの請求は指定管理者制度ではできないと書いてありますよね。よく最近新聞などで公務員が入っていて給料が上がっちゃったと。高額所得者になっちゃったからランクがここまで限られて、そういう人は出なきゃならないでしょう。市議会議員などでそういった人がいて、いろんな問題になっているんだけど、県はどのくらい県の職員が入っているか把握しているんですか。

松永建築住宅課長 高額所得者の御質問でございますけれども、高額所得者は5年以上入っている方で、その収入が最近の2年間の収入が現在の基準でいきますと39万円くらいを超える方です。そうした方が今回の調査では7,700戸ほどの方が入っているんですけども、そのうちの11戸入っているということがわかっています。県の職員はそのうちの1人でございます。これは11人入っているんですけど、本来は、高額所得者は出ていただく原則ですが、そうはいつでも病気の方、あるいは、もうすぐ退職するので今の給料が下がるという方などいろいろな事情がございます。その11人はすべて理由があるということで県でも承認して入っている方でございます。

皆川委員 そうすると、県の職員でだれがどこに入っているかということは常に把握されているわけですか。

松永建築住宅課長 高額所得者といった方の把握はしてございますけれども、県の職員が全部で何人かというところまでは、常に把握しているわけではございません。

皆川委員 そうすると、給料が上がって高額所得者になっちゃったというのはわかりませんでしょうか。

松永建築住宅課長 毎年、収入の調査をいたしますのでそこで出てきます。したがって、ことは11人だけでも、来年になると15人になるとか毎年変わります。

皆川委員 じゃ、さっき言ったことと違うじゃない。把握していればね、だれが入っているか把握していれば収入の調査……すると自主的に申告させるということですか。

松永建築住宅課長 ええ。

皆川委員 ああ、そうか。自主的に申告させるのでは、公務員に限らず全部出させると、そういうことで把握するわけですね。現実、県の職員は何人入っている？

松永建築住宅課長 申しわけございません、今そのデータは持ち合わせてございません。

皆川委員 団地のランクがありますよね。安い家賃のところは埋まっていて入れずに、それで高い部屋が結構あいているというんだけど、今、どのような状況なんですか。

松永建築住宅課長 県で管理しております県の公営住宅というのは、いわゆる公営住宅として非常にゼロから低い階層の方ですね。これが7,454戸でございまして、今、委員おっしゃったもう少し所得の高い層が特定公共賃貸住宅という建物になるんですが、これが、今、現在80戸ほどございます。非常に少ないんですが、これはなぜかと言うと、御指摘のように当初は200戸以上つくったんですが、やはり空き家があるということで、順次、その部屋を公営住宅並みにランクを落とすといたしますか、定義を変えまして、それで公営住宅並みの階層の方が入れるようにいたしておりますので、以前に比べますと空き家というのは相当少なくなっちはいるんですけど、それでもまだ若干はございます。

皆川委員 わかりました。

その他

- ・ 閉会中も継続して審査する出資法人について閉会中の審査の方法は、現地調査によることと決定され、その日時、場所等の決定については委員長に委任された。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 県外調査を9月3日から5日に実施することとし、場所等は委員長に委任され、詳細については後日、連絡することとした。
- ・ 平成24年5月25日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 堀内 富久